

CA1922

動向レビュー

スカンジナビアにおける 難民・庇護希望者に対する 公共図書館サービス

わ け な お み
和気尚美*

はじめに

2015年頃から顕在化した欧州難民危機により、北欧⁽¹⁾に滞在する難民の数は急激に増加している。北欧諸国に難民申請する者の数は2014年には10万3,915人であったが、2015年には23万9,555人になった⁽²⁾。2017年3月に欧州連合(EU)が発表した統計によると、2015年および2016年の2年間に難民申請があった件数は、北欧全体で27万7,560件であり、これはEU全体での難民申請件数の約11.3%にあたる⁽³⁾。

難民が急増する中、欧州の図書館界で最も早く難民を歓迎する姿勢を示したのはデンマーク図書館協会(Danmarks Biblioteksforening)であった。2015年9月、同協会は、デンマークの図書館界が長年にわたり移民・難民に対する図書館サービスに取り組んできたことについて触れ、それゆえデンマークの公共図書館は新たなゲストを受け入れる準備が整っており、図書館員は難民が安心して図書館を利用できるよう最善を尽くしていくと声明を発表した⁽⁴⁾。これを受け同年9月、欧州図書館・情報・ドキュメンテーション協会連合(European Bureau of Library, Information and Documentation Associations: EBLIDA)は、図書館は、すべての人の社会的包摂を最優先に掲げ、民主主義や開かれた価値観を醸成する場であるべきだとし、加えて「欧州全体の図書館がデンマークの図書館と同様の道を歩むことを願う」とウェブサイトに記載した⁽⁵⁾。

デンマーク図書館協会が提示した「難民歓迎」(Refugees Welcome)の姿勢は、欧州の図書館界に合言葉のように広まりつつある。スウェーデンやノルウェーの公共図書館界も「難民歓迎」の言葉を掲げている。スウェーデン図書館協会(Svensk biblioteksforening)は刊行する『図書館雑誌』(Biblioteksbladet)の中で⁽⁶⁾、ノルウェー図書館協会(Norsk Biblioteksforening)は『図書と図書館』(Bok og Bibliotek)の中で⁽⁸⁾、難民に対する図書館サービスについてそれぞれ特集として取り上げている。

本稿では、北欧の中でもスカンジナビアと呼ばれるデンマーク、スウェーデン、ノルウェーにおいて、公共図書館が難民に対し提供している図書館サービスについて実践例を紹介しながら報告したい。

1. 難民に対する図書館サービス

「IFLA/UNESCO多文化図書館宣言」は、「文化的に多様な社会の中で多くの場合取り残される集団、すなわち、マイノリティ、保護を求め人、難民、短期滞在許可資格の住民、移住労働者、先住民コミュニティに対しては特別な配慮が必要である」(E791参照)⁽⁹⁾と明記しており、多文化コミュニティにおいて図書館サービスを提供する際、難民はとりわけ配慮の必要な対象の一つとして挙げられている。

注意したいのは、「保護を求め人」(Asylum-Seekers)と「難民」(Refugees)の差異である。「難民」は、1951年に採択された「難民の地位に関する条約」において、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている⁽¹⁰⁾。一方「保護を求め人」とは、庇護を求めているがいまだいずれの社会からも難民として認定を受けていない者を意味する⁽¹¹⁾。広義には庇護希望者も難民に含まれるが、狭義には、難民は亡命先社会から難民認定を受けた者や、難民認定のための申請過程にある者を意味する。

難民認定は、基本的に「到着」、「審査」、「審査結果通知」のプロセスで進んで行く。この過程における庇護希望者の当該社会における滞在方法や、審査に要する時間の長さは、スカンジナビアの中でも国によって異なる。例えばデンマークの場合、庇護希望者が庇護希望先社会に到着し、難民認定のための審査を受けている期間、庇護センター(Asylum Center)と呼ばれる一時収容センターに入所することになる⁽¹²⁾。受けられるサービス内容にはセンター間で差があり、センターによって図書館の有無は異なる。

難民認定審査の結果が庇護希望者に通知され、定住許可へ向けたプロセスに進むと、庇護希望者は庇護センターを出て、制約が軽減された生活を送れるようになる⁽¹³⁾ため、一般利用者として公共図書館にアクセスすることが可能になる。また、庇護希望先社会に親族等が滞在している場合、審査期間中に親族等の元で生活することを許可されることがある。その場合には、特に制約なく公共図書館を利用できる。

ここまで見てきたように、難民に対する図書館サービスと一口に言っても、庇護希望者と、難民認定者とは公共図書館サービスへのアクセスのしやすさには差異がある。さらには、庇護希望者の中でも難民認定審査の段階によって公共図書館へのアクセスのしやすさは異なる。この点を踏まえ、本稿では庇護希望者と難民認定者に対する図書館サービスについてそれぞれ論じていく。

*三重大学地域人材教育開発機構

2. 庇護希望者に対する図書館サービス

上記のように、いくつかの庇護センターはセンター内に図書館を保有しており、館種を分類すれば施設図書館に該当する⁽¹⁴⁾。庇護センターは赤十字社等の諸団体によって運営されており、センター内図書館は多くの場合、当該社会の公共図書館システムと切り離されている。しかしながら、事例数は限定的であるもののアウトリーチや団体貸出等の方法により、庇護センターに公共図書館サービスを届ける取り組みが行われている。ここでは公共図書館が関わる庇護希望者に対する図書館サービスの事例を示す。

2.1. デンマークの事例

コンゲロネン図書館 (Kongelunden Bibliotek) は、2016年にコンゲロネン庇護センター内に創設された。同館は赤十字社によって運営されているが、特徴的であるのは、デンマーク王立図書館 (Det Kongelige Bibliotek) 内の統合図書館センター (BiblioteksCenter for Integration) と協力関係を持つ点にある⁽¹⁵⁾。統合図書館センターは20言語以上の多言語資料を扱うデンマークのナショナルセンターで、国内各地の公共図書館からの求めに応じて多言語資料を提供している⁽¹⁶⁾。統合図書館センターは破損・汚損等の理由により毎年多数の資料が除籍対象となっているが、コンゲロネン庇護センター内に特に話者の多いアラビア語・ペルシャ語・ウルドゥー語・クルド語等に該当する除籍資料約5,000点についてはコンゲロネン図書館に提供し、館内での利用に供している。また同館では多言語資料のみでなく、詩や物語の創作等のプログラムも提供している⁽¹⁷⁾。

プロジェクト「新規利用者? 「図書館」の発想転換」(Nye Brugere? En 180° Nytaenkning af 'Biblioteket') は、文化省の城・文化局 (Kulturministeriet Slots- og Kulturstyrelsen) の2014年度の図書館助成に採択されたプロジェクトである⁽¹⁸⁾。プロジェクト対象の7館に含まれていたスナボー図書館 (Sønderborg Bibliotek) は、同地区にある庇護センターに滞在する庇護希望者が、デンマークへの越境の過程で経験したことや出身社会で置かれていた状況について、広く住民全体に紹介する目的で、館内においてアート展を開催した。アート展を催すにあたり、同館は庇護希望者の積極的な参加を募り、同時に彼らに多様な図書館サービスの存在に気付いてもらうきっかけを提供した⁽¹⁹⁾。

2.2. スウェーデンの事例

ストックホルム市立図書館 (Stockholms stadsbibliotek) が運営する図書館に「子どもブックバス」(Barnens Bokbuss) という移動図書館がある⁽²⁰⁾。巡回先約100

か所の中には、庇護センターも含まれている。庇護センターの巡回時には、スウェーデン全土の公共図書館を対象に多言語資料を提供しているストックホルム市国際図書館 (Stockholms stadsbibliotek, Internationella biblioteket) と連携を取り、お話し会等のプログラムを行っている⁽²¹⁾。庇護希望者の多くはシリア等の中東出身者であるため、プログラム実施時には、国際図書館に勤務するアラビア語話者の職員が通訳を担っている。またカルマル (Kalmar) では、移動図書館が隔週火曜日に庇護センターを訪れ、庇護希望者に対し公共図書館サービスを届けている⁽²²⁾。

一方ティエルプ (Tierp) は、庇護センター内に図書館を新設することを目指して複数の図書館が協力して児童書や絵本を収集し、開館に向けた準備を進めている⁽²³⁾。また、グネスタ図書館 (Gnesta Bibliotek) は図書館ボランティアが庇護センターに滞在する人々と語り合う機会を設けている⁽²⁴⁾。

3. 難民認定者に対する図書館サービス

次に難民認定審査が定住許可へ向けたプロセスに進んだ、あるいは既に難民認定を取得した人々に対する図書館サービスについて事例を提示しながら以下に論じていく。

3.1. デンマークの事例

デンマークには、前述のように、多言語資料のナショナルセンターとして機能する統合図書館センターが存在するため、デンマーク国内のどの地域に居住していても、最寄りの公共図書館を介して統合図書館センターの多言語コレクションにアクセスすることができる。加えて、移民・難民の人口の多い地域では、各自治体の予算で独自に多言語資料を購入している。

デンマークの公共図書館が難民認定者に対して提供しているのは多言語資料のみではない。多様な図書館プログラムも展開されている。既述した文化省の城・文化局の図書館助成を受けて実施されたプロジェクトに「シリア難民、デンマーク人市民と出会う」(Syriske Flygtninge Møder Danske Borgere) がある⁽²⁵⁾。同プロジェクトは、既に難民認定を受けたシリア出身難民と、当該地域に居住するデンマーク人とが共同で、シリア難民に関する企画展を準備・運営するというもので、ライラ図書館 (Lejre Bibliotek)、オーデンセ中央図書館 (Odense Central Bibliotek)、ロスキレ図書館 (Roskilde Bibliotek) で実施された。同プロジェクトを通じて、来場者を含めデンマーク人はシリア難民自身が伝えるシリア難民の置かれている状況を知り、他方シリア難民は準備・運営の過程でデンマークにおける公共図書館サービスについて徐々に理解していった⁽²⁶⁾。プロジェクト

に参加するシリア難民の中には、プロジェクトへの参加を契機に家族を連れて図書館を利用するようになった者もいる⁽²⁷⁾。

また行政への各種申請の電子化に伴い、近年重視されているのはIT支援である。近年デンマークでは、NemIDと呼ばれるインターネット上のID制度や、ネット・バンキング、行政への電子申請等が導入されているが、電子行政サービスに馴染みがなく、デンマーク語の学習途中にある難民には、基本的な操作さえ困難な場合がある。そこでフレズレクスベア図書館 (Frederiksberg Bibliotek) は、毎週水曜日の午後に難民を対象に無料でカウンセリングの機会を提供している。Center for Integationという団体から派遣されるケースワーカーや市役所のデジタル化担当職員は、NemIDや、ネット・バンキング、行政への電子申請等の、ログイン方法や基本的な操作方法について難民から寄せられる相談に応じている⁽²⁸⁾。

3.2. ノルウェーの事例

上記のデンマークやスウェーデンと同様に、ノルウェーにも多言語図書館 (Det Flerspråklige Bibliotek) と呼ばれるナショナルセンターが存在し、国内の多言語資料の集中的な収集・提供・保存を行っている⁽²⁹⁾。多言語図書館は資料に関する業務のみでなく、国内全域の公共図書館を対象とした移民・難民に対する図書館サービスに関する全国会議も主催している。2016年4月には、「インテグレーション2.0：難民から市民へ」 (Integrering 2.0 : Fra Flyktning til Borger) が多言語図書館主催で開かれ、ノルウェーに滞在する難民が急増する中、図書館が担うべき役割とは何かについて議論された⁽³⁰⁾。

ノルウェーの多くの公共図書館において取り組まれているのは「言語カフェ」 (språkkafé) である。言語カフェは、難民・移民等、ノルウェー語を学習中の人々がお茶を飲みながら設定されたテーマについて自由に会話するプログラムである⁽³¹⁾。

また、ボードゲームを介して難民とその他市民との間のコミュニケーションを促すプログラムも実施されている (CA1888参照)。首都オスロ市のダイクマン図書館分館にあたるビューラ図書館 (Bøler Bibliotek) は「難民とその他多くの人のためのチェス」 (Sjakk for Flyktninger og Alle Andre) に取り組んでいる⁽³²⁾。ノルウェー語や英語を話すことができない難民であっても、チェスが共通言語となり、他の市民とコミュニケーションを取ることができるというアイデアによるものである。一方、ヴォラー図書館 (Våler Bibliotek) は異文化理解を目的に開発されたボードゲームを楽しむプログラムを提供している⁽³³⁾。ヴォラー図書館は、プ

ログラム初回の対象をアラビア語圏出身の難民とネイティブのノルウェー語話者に設定した⁽³⁴⁾。異文化理解専用のゲームであるため、カードを使って参加者の文化や言語を引き出せるようになっている。

おわりに

本稿では、スカンジナビアにおける庇護希望者および難民認定者に対する公共図書館サービスについて事例を示しながら紹介してきた。

難民認定を未取得である庇護希望者をも対象に含め、移動図書館等のアウトリーチにより公共図書館サービスを届ける取り組みは、スカンジナビアの図書館界に見られる新たな展開である。

それはつまり、難民認定の取得という行政により設けられた制度や規定の枠を超え、「ユネスコ公共図書館宣言」等の中で繰り返し示されている、すべての人に平等に図書館サービスを届けるという図書館界の一貫した理念の具現化と捉えることができる。

庇護希望者は庇護センターに入所することで一時的に隔離された状態にあるため、自ら公共図書館にアクセスする機会が絶対的に奪われている。つまり従来の移民や難民に対する図書館サービスにも増して、さらに公共図書館のアウトリーチ等による積極的なアプローチが必要となる。庇護センター内の施設図書館の資源のみでは、資料やスタッフ等の点で限界があるため、資料の共有や移動図書館の巡回等、地域の公共図書館とのさらなる協力関係の強化が求められている。

- (1) 『日本大百科全書』(ニッポニカ)は、「ヨーロッパ北部に位置するデンマーク、ノルウェー、スウェーデンは一般にスカンジナビアとよばれる。しかし厳密な規定はなく、便宜上、狭義にはこの3国とし、広義には『北欧』と同義とみてフィンランド、アイスランドを含める場合もある」と定義している。これを踏まえて本稿では、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの3か国を「スカンジナビア」と呼び、上記3か国にフィンランドやアイスランドも含める際に「北欧」と呼ぶこととする。村井誠人。「スカンジナビア」。日本大百科全書。小学館、2001。<https://kotobank.jp/word/スカンジナビア-540926>。(参照 2017-10-01)。
- (2) “Asylum in the EU Member States: Record number of over 1.2 million first time asylum seekers registered in 2015”. Eurostat. <http://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/7203832/3-04032016-AP-EN.pdf/790eba01-381c-4163-bcd2-a54959b99ed6>, (accessed 2017-10-01).
- (3) “Asylum in the EU Member States: 1.2 million first time asylum seekers registered in 2016”. Eurostat. <http://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/7921609/3-16032017-BP-EN.pdf/e5fa98bb-5d9d-4297-9168-d07c67d1c9e1>, (accessed 2017-10-01).
- (4) “De danske folkebiblioteker byder flygtningene velkomne”. Danmarks Biblioteksforening. <https://web.archive.org/web/20151116233705/http://www.db.dk/artikel/de-danske-folkebiblioteker-byder-flygtningene-velkomne>, (accessed 2017-10-01).
- (5) “Public Libraries in Europe Welcome Refugees”. EBLIDA. <http://www.eblida.org/news/press-release-public-libraries-in-europe-welcome-refugees.html>, (accessed 2017-10-01).
- (6) Söderberg, Håkan. En fristad för dem som flytt. Biblioteksbladet. 2015, [100] (9), p. 19-22.
- (7) Cartagena, Soledad. En viktig länk till det nya landet. Biblioteksbladet. 2015, [100] (9), p. 24-25.

- (8) Åsheim, Hege. Bosetting av asylsøkere og flyktninger: hvordan påvirkes folkebibliotekene. Bok og Bibliotek. 2017 (1), p. 28-31.
- (9) "IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言: 多文化図書館-対話による文化的に多様な社会への懸け橋". IFLA. https://www.ifla.org/files/assets/library-services-to-multicultural-populations/publications/multicultural_library_manifesto-ja.pdf. (参照 2017-10-01).
なお、本稿では「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」の日本語訳における「保護を求める人」を「庇護希望者」と同義として記述する。
- (10) “難民の地位に関する1951年の条約”. UNHCR. http://www.unhcr.org/jp/treaty_1951. (参照 2017-10-01).
- (11) “Asylum-Seekers”. UNHCR. <http://www.unhcr.org/asylum-seekers.html>. (accessed 2017-10-01).
- (12) “Asylum centres”. Danish Immigration Service and the Danish Agency for International Recruitment and Integration. https://www.nyidanmark.dk/en-us/coming_to_dk/asylum/accomodation_centres/accomodation_centres.htm. (accessed 2017-10-01).
- (13) Ibid.
- (14) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会. “施設図書館”. 図書館情報学用語辞典. 第4版. 丸善, 2013, p. 92.
- (15) “Bibliotek på asylcenter”. Københavns Kommune Beskæftigelses- og integrationsforvaltningen. <https://flygtninge.kk.dk/artikel/bibliotek-paa-asylcenter>. (accessed 2017-10-01).
- (16) “BiblioteksCenter for Integration”. Det Kongelige Bibliotek. <https://www.statsbiblioteket.dk/sbci/om/om-bibliotekscenter-for-integration-ny>. (accessed 2017-10-01).
- (17) “A Library for asylum seekers”. The Danish Red Cross. <http://newtimes.dk/a-library-for-asylum-seekers/>. (accessed 2017-10-01).
- (18) “Nye brugere? En 180° nytænkning af 'biblioteket'”. Statsbiblioteket. <http://www.projektbank.dk/nye-brugere-en-180deg-nytænkning-af-biblioteket>. (accessed 2017-10-01).
- (19) Olsen, Helene. “Idékatalog”. Bibliotekernes Projektbank. <http://www.projektbank.dk/sites/default/files/documents/Bilag%25203%2520-%2520Idékatalog.pdf>. (accessed 2017-10-01).
- (20) “Barnens bokbuss”. Stockholms Stadsbibliotek. <https://biblioteket.stockholm.se/bibliotek/barnens-bokbuss>. (accessed 2017-10-01).
- (21) Söderberg. op. cit. p. 19-20.
- (22) Ibid. p. 22.
- (23) Ibid.
- (24) Ibid.
- (25) “Syriske flygtninge møder danske borgere”. Lejre Bibliotekerne. <http://www.projektbank.dk/syriske-flygtninge-moder-danske-borgere>. (accessed 2017-10-01).
- (26) “Samskabelse får flygtninge inddraget på biblioteker”. William Meyer. <http://vpt.dk/bibliotek/samskabelse-far-flygtninge-inddraget-pa-biblioteker>. (accessed 2017-10-01).
- (27) Ibid.
- (28) “Flygtninge får digital hjælp på biblioteket”. Biblioteket Frederiksberg. <https://fkb.dk/nyheder/nyt-fra-biblioteket/flygtninge-faar-digital-hjaelp-paa-biblioteket>. (accessed 2017-10-01).
- (29) “DFBs virkeområde”. Det Flerspråklige Bibliotek. <https://dfb.nb.no/om-oss/dfbs-virkeomrade>. (accessed 2017-10-01).
- (30) “Velkommen til Flerkulturelt bibliotekmøte på Nasjonalbiblioteket 28. april kl. 10.00-15.30”. Det Flerspråklige Bibliotek. <https://dfb.nb.no/velkommen-til-flerkulturelt-bibliotekmote-pa-nasjonalbiblioteket-28-april-kl-1000-1530>. (accessed 2017-10-01).
- (31) 例えば、ホルダランド (Hordaland) の言語カフェの事例は以下のページを参照のこと。
“Biblioteket åpner seg for flyktninger”. Senter for internasjonalisering av utdanning. <https://www.siu.no/For-media/Nyheter-fra-SIU/Biblioteket-aapner-seg-for-flyktninger>. (accessed 2017-10-01).
- (32) “Sjakk for flyktninger og alle andre”. Deichmanske Bibliotek - Bøler Bibliotek. <https://www.deichman.no/arrangement/sjakk-for-flyktninger>

- og-alle-andre-51. (accessed 2017-10-01).
- (33) “Lansering arabiskversjonen ved Lakki Patey på Våler bibliotek”. Norsk Folkehjelp. <https://www.folkehjelp.no/Vaart-arbeid/Flyktning-og-inkludering/Asylmottak/Haslemoen-transittmottak/Lansering-arabiskversjonen-ved-Lakki-Patey-paa-Vaaler-bibliotek>. (accessed 2017-10-01).
- (34) Ibid.

[受理: 2018-02-14]

Wake Naomi
Public Library Services for Refugees and Asylum-Seekers in the Scandinavian Countries